

さいたま市NET119運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚・言語機能障害を持った方を対象とした消防への緊急通報手段である、NET119の運用及び管理を円滑に実施することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(NET119)

第2条 このNET119は、スマートフォン又は携帯電話等（以下「スマートフォン等」という。）のインターネット機能を利用した電子文字情報による災害通報を、さいたま市消防局指令センター（以下「指令センター」という。）内に設置された専用端末で受信し、緊急通報に対応するものである。

(通報の受信)

第3条 指令センターにおいて、NET119による緊急通報を受信した時は、速やかに文字会話を開始し、通報内容に適した消防部隊を迅速に出場させるものとする。

また、通報内容を確認した結果、通報者が本市管轄外にいると判断した場合は、速やかに当該通報地点を管轄する消防本部に対して通報内容を伝達するものとする。

(利用対象者)

第4条 NET119の利用対象者は、さいたま市に在住、通勤又は通学されている聴覚、音声、言語又はそしゃく機能に障害を有している者、又はこれに準ずる者（障害者手帳は所持していないが呼吸器系の疾患等により発語困難になるおそれのある者）を対象とする。

(申請)

第5条 利用対象者のうちNET119の利用を希望する者は、利用申請のため申請書兼承諾書（別添様式）を消防局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

なお、申請者は、利用上の注意事項（別添第1）及び通報手順（別添第2）を、遵守しなければならない。

(決定)

第6条 局長は、前条の規定により申請があった時は利用の可否を決定するとともに、申請者のメールアドレスあてに利用を承認した旨を通知するものとする。

なお、申請者が利用対象に該当しないと認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用の取り消し)

第7条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の取消しを行

うものとする。

(1) NET119を運営する上で重大な支障をおよぼすおそれがあると認められる行為があった場合。

(2) 不正な申請等が認められた場合。

(3) 転出等により利用対象に該当しないことが明らかとなった場合。

(変更の届出)

第8条 利用者は、申請書兼承諾書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに局長に届け出るものとする。

(費用の負担)

第9条 NET119の利用に係るスマートフォン等の通信費用については、利用者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。